

2025 年 5 月 1 日
株式会社ジェイアール東海ホテルズ

株式会社ジェイアール東海ホテルズと取引等を締結されている皆様へ
(内部通報制度に関するお知らせ)

公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、コンプライアンス経営の更なる推進のため、株式会社ジェイアール東海ホテルズ（以下「当社」といいます。）では従前より内部通報制度を設けております。当社と請負契約、資材契約、工事契約等（以下「取引等」といいます。）を締結されている事業者様（フリーランスの方を含む。以下「お取引先様」といいます。）で働く皆様も、当社の内部通報制度を利用することができますので、下記の通りお知らせします。

記

1 通報時のルールについて

- ・お取引先様において、労務等を継続的に提供している方、通報日から前 1 年以内の退職者の方又は派遣労働者及び通報日から前 1 年以内に派遣労働者として従事していた方であれば、通報することができます。
- ・通報対象は、当社とお取引先様において締結されている取引等の内容、契約締結の過程における行為、若しくは契約に基づいて行う事業等に関し、法令等に違反又はその恐れがある行為等です。

2 内部通報窓口

社内窓口（株式会社ジェイアール東海ホテルズ 総務部総務課）

TEL：052-584-1215（9 時 00 分～17 時 30 分）※土日、祝日を除く

メールアドレス：jth-soumu.houmu@associa.co.jp

社外窓口（名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所 廣瀬誠弁護士）

TEL：052-951-2001（9 時 30 分～18 時 00 分）※土日、祝日、臨時休業を除く）

※電話の冒頭で必ず「JR 東海グループの内部通報で電話した」旨を伝えてください。

3. その他

- ・不正な目的によるものでない限り、内部通報を行ったことにより、当社より不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・通報者は原則として、氏名及び連絡先を明らかにする必要がありますが、電子メールまたは電話により、窓口が通報者に直接連絡できる場合は、匿名とすることができます。

以上

担当：株式会社ジェイアール東海ホテルズ 総務部総務課